

近江八幡市

## 製造・加工事業者創出促進事業補助金

# 募 集 概 要

〈市ホームページ〉



申請受付期間：令和7年5月1日(木)～令和7年6月30日(月)

＜申請及びお問い合わせ先＞

〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8 安土町総合支所

近江八幡市 産業経済部 商工振興課 あて

電話：0748-36-5517（直通） FAX：0748-46-5320

メールアドレス：<sup>付付</sup>[011008@city.omihachiman.lg.jp](mailto:011008@city.omihachiman.lg.jp)<sup>エル</sup>

【平日：午前8時30分から午後5時15分まで】



この事業は、ふるさと納税寄付金を活用しています。

## 1. 用語の定義

本事業においては、以下の用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとします。

| 用語    | 意義                                                                                                                             |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消費者   | 個人（事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く）。                                                                                        |
| 完成品   | 市内において有形の原材料を加工その他の工程を経ることにより相当程度の付加価値を与え製造した有形の加工品（消費者向けに販売するものに限り、過去に補助金の交付の対象となったものを除く。）<br>※必ずしも、自社で販売を行っていない可（OEM など）。    |
| 対象工程  | 完成品を製造する一連の工程であって、その製造工程が日本標準産業分類における製造業に相当するもの。<br>※「当該事業者が製造業を営まないといけない」という意味ではありません。<br>※日本標準産業分類については、別紙「Q&A」 Q7 をご確認ください。 |
| 常用雇用者 | 雇用期間の定めがなく、かつ、雇用保険に加入している者                                                                                                     |
| 新規雇用者 | 常用雇用者のうち、申請日から実績報告の提出期日までの間において、対象工程を行うことに関連して、本市内の対象工程を行う事業所等に新たに雇用した者。<br>※別紙「Q&A」 Q10 もご確認ください。                             |

## 2. 事業趣旨

完成品を製造する（または、これから製造しようとする）事業者を支援することにより、製造・加工事業を営む事業者を創出し、本市独自の商品開発の促進や物産の振興を図ることを目的としています。

## 3. 対象者

営利の目的をもって事業を営む中小企業等または個人事業主であって、以下の①～③の要件を全て満たす者（申請は、1 年度中 1 事業者につき 1 回限り）

①申請日において、創業から 10 年以上経過していること。

※事業形態を個人から法人または法人から個人に変更した者や、事業の引継ぎを受けた個人事業主、合併等により設立した法人等は、事業の連続性が確認できる場合は、事業実施期間を通算することができます。

②申請日時時点で本市の市税に未納がないこと。

※本市からの課税対象となっていない場合（市内に事業所がない場合 など）は、法人の本社所在地または個人事業主の自宅住所のある市区町村から課税される税に未納がないこと。

③申請日以後も事業を継続する意思があること。

### 【中小企業等の定義】

ア) 中小企業基本法において「会社」として扱う法人の場合

(例：株式会社、有限会社、合同会社 など)

| 業種     | 要件（いずれかを満たすこと） |             |
|--------|----------------|-------------|
|        | 資本金の額または出資の総額  | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他 | 3 億円以下         | 300 人以下     |
| 卸売業    | 1 億円以下         | 100 人以下     |
| 小売業    | 5 千万円以下        | 50 人以下      |
| サービス業  | 5 千万円以下        | 100 人以下     |

イ) アに該当しない法人（例：農事組合法人、みなし法人 など）

常時雇用する従業員数が 300 人以下であること。

## 4. 補助対象事業

以下の要件を全て満たす事業

①対象工程の全てを本市内にて行い、完成品を製造すること

※申請日時点で市内に事業所がなくても可

②補助対象設備等（「6. 補助対象設備等・補助率・補助金額」参照）のうち、償却資産を導入することにより、人員削減を行わずに補助対象者の労働生産性が向上すること

③補助対象設備等のうち、建築面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える家屋を取得または賃借する場合は、雇用を開始した日時点で本市在住の新規雇用者を 1 名以上雇用すること

## 5. その他の条件

補助金の交付を受けた後も、以下の条件の充足、手続き、書類の提出などを行っていただく必要があります（①～③の詳細は「14. 経過報告」参照）。

①固定資産税が課税された後に、取得等した補助対象設備等の課税評価額が分かるものを提出すること。

②補助金の交付決定日から 1 年以内に補助対象事業を開始すること。

③補助対象事業を開始した日から 5 年以上は補助対象事業を継続すること。また、5 年間は、1 年に 1 回（計 5 回）の経過報告を行うこと。

④完成品を令和 10 年 3 月 31 日までに本市のふるさと納税にかかる謝礼品に登録すること。

※既に登録されている場合や、他社から製造を受託している場合（OEM など）は除く。

※詳細は、別紙「謝礼品登録の方法」をご確認ください。

⑤補助対象設備等を取得または賃借（以下、「取得等」という）した日から 5 年間（耐用年数が 5 年未満の設備等は当該耐用年数、家屋は 10 年間）は、善良なる管理者の注意をも

って適正に管理し、かつ、補助対象事業以外または補助金の交付の目的に反することに使用し、譲渡し、貸し付け、または担保に供さないこと。

⑥取得した補助対象設備等に、ふるさと納税寄附金を活用して取得した旨を表示すること。

※詳細は、別紙「ふるさと応援基金活用事業の表示基準」をご確認ください。

## 6. 補助対象設備等・補助率・補助金額

【対象となる設備等・補助率・補助金の上限額】

| 補助対象設備等 | 補助率       | 補助金の上限額  |
|---------|-----------|----------|
| 償却資産    | 2 分の 1 以内 | 2,000 万円 |
| 家屋      | 3 分の 2 以内 | 2,000 万円 |

※償却資産および家屋は、固定資産税が申告の対象となるものを指す。

※家屋は、補助対象事業に係る償却資産の取得等を伴う場合に限る（家屋のみの申請は不可）。

※補助対象設備等を取得する場合は、実績報告書の提出期日までに支払いを完了すること。

※1 補助対象設備等あたりの取得額等が 160 万円以上のものとする。

【補助金額】

「補助金額」＝「補助対象設備等の取得額※ または 実績報告書の提出期日までに支払いを完了した分の賃借料※（以下「取得額等」という）」×「補助率」（千円未満切捨て）

※消費税及び地方消費税、補助対象設備等の取得等に要する手数料、報酬金等の費用並びに償却資産の借用期間を超えた家屋の賃借料を除く。

【対象とならない設備等】

- ・土地
- ・中古（中古品を修理、改造等したものも含む）の償却資産（補助対象設備等を賃借する場合を除く）
- ・現に有する家屋を改修等する場合は、当該改修箇所の建築面積が 20%以上増加しないもの
- ・国・県・市区町村等の他の制度により、取得額等の補助を受けるまたは受ける予定であるもの  
※取得額等以外への補助制度（固定資産税の減免、販路開拓への支援金 など）は可。
- ・関係会社（グループ会社）及び申請者（法人の場合は、その代表者）が代表を務める企業等から取得等したもの
- ・補助金の交付決定日より前に取得等したもの（家屋にあっては、建設工事に取りかかったものも含む）
- ・1 補助対象設備等あたりの取得額が 1 6 0 万円未満のもの
- ・その他市長が適当でないと認めるもの

## 7. 申請書類・申請受付期間

申請にあたっては、以下の書類をそろえ提出してください。

※審査の過程で、他の書類の提出を求める場合がございます。

※提出いただく書類は、本市指定の様式以外は全て写しで結構です。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

## 【提出書類】

①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）

②事業計画書（別記様式第2号）とその添付書類（償却資産）

〈添付書類〉

ア) 補助対象設備等の取得額または単位期間あたりの賃借料が確認できる3者以上の業者（内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者とする。）からの見積書とカタログ等を提出してください。

※上記の方法により難しい場合、理由書（別記様式第3号）を提出してください。

※見積書は、「〇〇費一式」とはせず、可能な限り詳細に積算を記載してください。

イ) 補助対象設備等の配置が分かるもの

※対象工程を行うにあたり、建物内のどの位置にどの機械を設置するかなどを示した図面（手書きでも可）などを提出してください。

③家屋取得等計画書（別記様式第4号）とその添付書類（家屋を取得等する場合のみ）

〈添付書類〉

ア) 補助対象設備等の取得額または単位期間あたりの賃借料が確認できる3者以上の業者（内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者とする。）からの見積書とカタログ等を提出してください。

※上記の方法により難しい場合、理由書（別記様式第3号）を提出してください。

※見積書は、「〇〇費一式」とはせず、可能な限り詳細に積算を記載してください。

イ) 補助対象設備等の配置が分かるもの

※敷地内の建物の位置関係を示した図面（手書きでも可）などを提出してください。

ウ) 工事内容が分かるもの及び工事図面（家屋の工事を行う場合のみ。）

エ) 改修前の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修する場合のみ。）

④常用雇用者名簿（別記様式第5号）

※原則、全従業員について記載してください。ただし、申請日時点で市内にある事業所で補助対象事業を行う場合は、当該事業所に勤務する方（補助対象事業に従事していないまたは従事する予定が無い方も含む）のみでも結構です。

※本様式の代わりに、必要事項が確認できるもの（自社の従業員名簿など）をご提出いただいても結構です。

⑤誓約書（別記様式第6号）

⑥直近1期分の確定申告書及び決算書一式

⑦法人の定款及び全部事項証明書（法人のみ）

⑧創業日が確認できるもの

※事業形態の変更や事業の引き継ぎ、合併等により 10 年以上の事業実施期間の要件を満たす場合は、それらのことが確認できるものも併せて提出してください。

- ⑨近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合は、法人の本社所在地または個人事業主の自宅住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことの証明書

※3 か月以内に取得したものを提出してください。

#### 【申請受付期間】

令和 7 年 5 月 1 日（木）～ 令和 7 年 6 月 30 日（月）まで

### 8. 申請方法

郵送またはメールにて、必要書類を提出してください。

〈提出先〉

〒521-1392 近江八幡市安土町小中 1 番地 8 安土町総合支所

近江八幡市 産業経済部 商工振興課 あて

電話：0748-36-5517（直通） FAX：0748-46-5320

メールアドレス：[011008@city.omihachiman.lg.jp](mailto:011008@city.omihachiman.lg.jp)

### 9. 交付決定

補助金の交付にあたり、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金審査会を開催し、審査委員が「書類」および「面接」にて審査を行います。

審査の観点は、主に「事業の実現可能性・継続可能性」「完成品の魅力」「設定目標の妥当性」の 3 点です。

審査委員の審査結果に基づき採択の可否および採択順位、補助金の交付額を決定します。交付決定額が申請のあった補助金額の満額とはならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 10. 申請の取下げ

補助金の交付の決定を受け、交付の決定内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請取下書を提出してください。（別記様式第 8 号）

### 11. 変更申請

補助金の交付決定を受けた後に、内容に変更が生じた場合は、速やかに当課までご連絡ください。

必要に応じて、以下の書類の提出を求めます。

※審査の過程で、他の書類の提出を求める場合がございます。

※提出いただく書類は、本市指定の様式以外は全て写しで結構です。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 【提出書類】

①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更承認申請書（別記様式第 9 号）

②申請時に提出いただいた書類のうち、内容が変更となるもの

## 12. 実績報告

補助対象設備等を取得等し、取得額等の支払いが完了したときは、以下の書類をそろえて提出してください。

※審査の過程で、他の書類の提出を求める場合がございます。

※提出いただく書類は、本市指定の様式以外は全て写しで結構です。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

#### 【提出書類】

①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金実績報告書（別記様式第 11 号）

②取得等した補助対象設備等の取得額等及び支払いが完了したことが分かるもの

※原則、領収書を提出してください。

③取得した補助対象設備等（償却資産のみ）が納品されたことが分かるもの

※納品書や設置後の写真等を提出してください。

④取得した補助対象設備等（家屋のみ）の所有権者が分かるもの

⑤建築確認済証（建築確認が必要な家屋の工事を行った場合のみ）

⑥改修後の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修した場合のみ）

⑦賃借した補助対象設備等の賃貸借契約書

⑧常用雇用者名簿（別記様式第 5 号）および事業所別被保険者台帳

※常用雇用者名簿（別記様式第 5 号）の代わりに、必要事項が確認できるもの（自社の従業員名簿など）でも可。

※事業所別被保険者台帳はお近くのハローワークで取得してください。

#### 【提出期日】

令和 8 年 3 月 31 日（火）

※補助対象設備等は、この日までに取得等し、取得額等の支払いを完了したうえで、実績報告を行ってください。

## 13. 補助金の請求

補助金の交付確定を受けたときは、以下の書類を提出し、補助金の請求を行ってください。

**【提出書類】**

- ①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付請求書（別記様式第 13 号）
- ②補助金の振込先口座が確認できるもの

## 14. 経過報告

補助金の交付確定を受けた事業者は、以下の要件にあてはまったときは、補助対象事業の実施状況等について、以下の書類の提出により経過を報告してください。

※審査の過程で、他の書類の提出を求める場合がございます。

※提出いただく書類は、本市指定の様式以外は全て写しで結構です。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

●取得等した補助対象設備等に対して、1 回目の固定資産税が課税されたとき

※申請者自身が固定資産税を負担しない場合も提出してください（別紙「Q&A」の Q30 もご確認ください）。

**【提出書類】**

- ①当該補助対象設備等の課税評価額が分かるもの

●補助対象事業を開始したとき

**【提出書類】**

- ①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業開始届（別記様式第 14 号）
- ②常用雇用者名簿（別記様式第 5 号）

●補助対象事業を開始した日から 1 年が経過したときおよび以降 1 年ごとに計 5 回

**【提出書類】**

- ①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金経過報告書（別記様式第 15 号）
- ②常用雇用者名簿（別記様式第 5 号）
- ③直近 1 期分の確定申告書及び決算書一式

## 15. その他の手続き

補助金の交付確定を受けた事業者は、以下の要件にあてはまったときは、それぞれ定める書類を提出してください。

※審査の過程で、他の書類の提出を求める場合がございます。

※提出いただく書類は、本市指定の様式以外は全て写しで結構です。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

●補助対象事業を開始してから 5 年以内に補助対象事業を休止または廃止するとき

※補助対象事業を廃止する場合は、補助金の返還を求めることがあります。

**【提出書類】**

- ①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業休止・廃止届（別記様式第 16 号）

●休止していた補助対象事業を再開するとき

**【提出書類】**

- ①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業再開届（別記様式第 17 号）

●補助対象事業を開始してから 5 年以内に、補助金の交付決定を受けた事業者に、合併、譲渡、相続等が生じ、当該事業の承継者が補助対象事業を継続するとき

※承継者が補助対象事業を継続しない場合は、補助金の返還を求めることがあります。

**【提出書類】**

- ①近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認申請書(別記様式第 18 号)  
②合併等を行ったことが分かるもの  
③誓約書（別記様式第 6 号）  
④法人の定款及び全部事項証明書（法人のみ）  
⑤創業日が確認できるもの  
⑥近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合は、法人の本社所在地または個人事業主の自宅住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かるもの

## 16. その他

- ・必要に応じて現地確認を行うことがありますので、これにご協力ください。
- ・補助対象事業の実施状況等について、改善を求める場合があります。
- ・本補助金が交付された場合は、企業名、補助対象設備名、補助金の額等を公開すること及び取組の成果について今後取材、報道等がなされる場合があります。
- ・以下のいずれかにあてはまる場合は、補助金の交付決定を取消し、補助金の全部または一部の返還を求める場合があります。
  - 補助金の交付決定の内容や当該交付決定に付した条件等に違反したとき
  - 補助対象事業を承諾なく変更又は廃止したとき
  - 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。